



交規道第202号
平成23年7月21日

社団法人 東京建設業協会 会長 殿

警視庁交通部長



建設工事に伴う道路使用許可の適正について（依頼）

盛夏の候、貴台におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素から、警察行政各般にわたり、ご理解とご協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、警視庁では、重大交通事故の防止と安全で快適な交通社会の実現を目指に取り組んでいるところですが、本年上半期の都内の交通事故発生状況を見ますと、発生件数、負傷者数はともに減少傾向で推移しているものの、死者数につきましては、6月末現在で累計107人で前年と比較し、3人増加している現状となっております。引き続き、各種施策を強力に推進し、重大交通事故防止に努めてまいりますので、今後とも皆様方の更なるご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、交通事故防止対策の一環として路上工事・作業現場における交通事故防止対策につきましても、現場視察等を通じて指導等を実施しているところではありますが、近年、ビルや住宅建設に伴う路上工事・作業において、道路使用許可を受けずに実施されているものや許可は受けているものの、交通の安全と円滑を図るために付された条件が遵守されていない現場が数多く見受けられ、交通事故の発生を懸念しているところであります。特に、無許可の場合には交通誘導員の配置がないなど交通安全対策が実施されていない現場もあり、許可条件が遵守されていない現場では、作業現場が明確にされていなかったため歩行者が負傷する事故も発生するなどしております。これらの現場における事故の発生は、社会的反響も大きく、近隣住民、道路利用者からの苦情も寄せられています。

この様な現状をご理解いただき、貴協会の会員各社に対しまして、道路における工事・作業に際しての管理を徹底していただき、無許可での路上作業をなくすることは勿論のこと、歩行者を含む通過交通に十分配意し、交通安全対策に万全を期していただきますようお願い申し上げます。

本件に関する問合せ先
警視庁交通部交通規制課道路第一係
電話 03(3581)4321
内線 51711~2